



川口市

## おくやみハンドブック

### (死亡届に伴う手続きのご案内)

貴家におかれましては、このたびのご不幸に謹んでお悔やみ申し上げます。  
市役所での手続きについてご案内いたします。  
不明点等がございましたら、事前に各担当課へお問い合わせください。

#### 目次

	頁
<input type="checkbox"/> 住民登録、年金	1
<input type="checkbox"/> 国民健康保険	2
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険、介護保険	3
<input type="checkbox"/> 障害福祉、高齢者自立支援	4
<input type="checkbox"/> 市営住宅、税金（固定資産税・個人市県民税・納税全般）	5
<input type="checkbox"/> 子ども	8
<input type="checkbox"/> 水道、浄化槽、農地	9
<input type="checkbox"/> 緑地、区画整理、原動機付自転車	10
<input type="checkbox"/> 飼い犬、文化財、図書館	11
<input type="checkbox"/> (付録) 施設案内	12
<input type="checkbox"/> (付録) 市役所以外で行う主な手続き	15

必要なお手続きについては川口市のホームページからお調べいただけます。

「川口市 手続きガイド」で検索、または、右記二次元コードからアクセスしてください。



市役所内の各種手続きをサポートする、おくやみコーナーを設置しています。

「川口市 おくやみコーナー」で検索、または、右記二次元コードからアクセスしてください。



## 住民登録

手続き名	内容等	必要なもの等	手続き方法
世帯主の変更	お亡くなりになられた方が3人以上の世帯の世帯主であった場合、同一世帯の方は新しい世帯主を誰にするかの手続きが必要です。	届出人の本人確認資料 (マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等) 代理人が届出の場合は委任状(任意の様式)	窓口

・税金や保険金等の手続きでマイナンバーの提示を求められる場合があります。マイナンバーカード（個人番号カード）は各種手続きが終わるまで保管してください。なお、返納の必要はありません。

・印鑑登録をされていた方について抹消の手続きは必要ありません。印鑑登録証についてはご返納いただくか、ご自宅で裁断して破棄をしてください。

### お問い合わせ先

市民課 048-258-7923

第二本庁舎2階

芝支所	048-265-1166	東川口駅前行政センター	048-295-1807
新郷支所	048-281-0142	鳩ヶ谷支所	048-280-1200
神根支所	048-281-0931	川口駅前行政センター	048-227-7600
安行支所	048-295-1801		

## 年金

手続き名	内容等	必要なもの等	手続き方法
国民年金	国民年金に加入されていた、もしくは国民年金を受給されていた方がお亡くなりになられた場合、手続きが必要です。 詳しくは担当までお問い合わせください。		窓口

### お問い合わせ先

浦和年金事務所 …年金全般

048-831-1638（代表）／さいたま市浦和区北浦和5-5-1

ねんきんサテライト川口（浦和年金事務所川口分室） …年金全般（窓口対応のみ ※要予約）

0570-05-4890（予約専用電話）／川口市本町4-1-8 川口センタービル13階

国民年金課 …国民年金のみ加入・受給していた方

048-259-7667（給付係）／第二本庁舎2階

## 国民健康保険

手続き名	内容等	必要なもの等	手続き方法
国民健康保険の脱退	川口市国民健康保険の被保険者がお亡くなりになられた場合、世帯主、同一世帯の方、または代理の方の届出が必要です。	死亡者のマイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか 届出人の本人確認資料 (マイナンバーカードまたはマイナンバーがわかるものと官公署発行の顔写真付証明書)※1	窓口
国民健康保険の世帯主変更	川口市国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主がお亡くなりになられた場合、同一世帯の方(新しい世帯主)、または代理の方の届出が必要です。	死亡者のマイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか 届出人の本人確認資料 (マイナンバーカードまたはマイナンバーがわかるものと官公署発行の顔写真付証明書)※2	窓口
葬祭費	川口市国民健康保険の被保険者がお亡くなりになられた場合、葬祭を行った方(喪主)に対して5万円が支給されます。 (葬祭を行った日の翌日から2年以内)	死亡者のマイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか 会葬礼状または葬儀の領収書の原本 喪主の振込先口座がわかるもの※2	窓口
医療費等の相続手続き (世帯主がお亡くなりになられた場合)	高額療養費や療養費等の支給を受ける前に世帯主がお亡くなりになられた場合、相続人が代わりに支給を受ける手続きが必要です。 (療養を受けた日の翌日から2年以内※4)	・相続人を届出する手続き ※3 相続人の口座情報がわかるもの 戸籍謄本等 ・手続きによって必要書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。	窓口

※1 単身世帯の方がお亡くなりになられた場合を除き、代理人が申請の場合は委任状(任意の様式)が必要です。

※2 代理人が申請の場合は委任状(任意の様式)が必要です。

※3 相続人あてに通知ができるようになりますので、早めの届出が望ましいです。

※4 条件等により時効起算日が異なります。詳細はお問い合わせください。

### お問い合わせ先

国民健康保険課

国民健康保険の脱退・世帯主変更について 048-259-7669

第二本庁舎2階

葬祭費・医療費等の相続手続き(世帯主がお亡くなりになられた場合)について 048-259-7670

## 後期高齢者医療保険

手続き名	内容等	必要なもの等	手続き方法
葬祭費の支給申請	被保険者がお亡くなりになられた場合、申請により、その葬祭を行った方（喪主）に5万円が支給されます。（葬祭を行った日の翌日から2年以内）	死亡者のマイナ保険証 または資格確認書等 会葬礼状または葬儀の 領収書原本 喪主の振込先口座が わかるもの	窓口
相続人口座登録	生前にかかった医療費が自己負担額を超えた際に発生する高額療養費の振込先を相続人口座に変更する手続きです。（必須ではありません）	相続人の振込先口座が わかるもの 相続人であることが わかるもの	窓口
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振込先口座については通帳等をご準備ください。</li> <li>・ 葬儀の領収書（原本）は喪主宛のものをご準備ください。</li> </ul>			

### お問い合わせ先

高齢者保険事業室 048-259-7653

第一本庁舎2階

## 介護保険

手続き名	内容等	必要なもの等	手続き方法
給付金の振込先口座の変更	お亡くなりになられた方に、介護保険サービス利用に伴う給付金の支給予定がある場合、振込先を相続人代表となる方の口座に変更する手続きが必要です。	相続人代表となる方の本人 確認資料 相続人代表となる方の振込 先口座がわかるもの	窓口 郵送
被保険者証等の返納	お亡くなりになられた方の被保険者証等を返納する手続きが必要です	死亡者の被保険者証等	窓口 郵送
送付先の変更	ご希望があれば書類の受取人を相続人等に変更することができます。	死亡者の本人確認資料 届出人の本人確認資料 受取人の本人確認資料（届 出人と異なる場合）	

### お問い合わせ先

介護保険課 048-259-7296

第一本庁舎2階

## 障害福祉

手続き名	内容等	必要なもの等	手続き方法
障害者手帳の返還	お亡くなりになられた方が障害者手帳をお持ちの場合、障害者手帳を返還する手続きが必要です。	受けているサービスによって異なりますので、担当課にお問い合わせください。	窓口

### お問い合わせ先

障害福祉課 048-259-7678

第一本庁舎2階

## 高齢者自立支援

手続き名	内容等	必要なもの等	手続き方法
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 重度要介護高齢者福祉手当変更（辞退）届</li><li>・ 手当の振込先口座の変更</li></ul>	重度要介護高齢者福祉手当の受給者がお亡くなりになられた場合、振込先口座の変更の手続きが必要です。 詳しくは担当までお問い合わせください。	相続人等代表となる方の振込先口座がわかるもの	窓口 郵送 オンライン
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢者自立支援（福祉機器の貸与 ホームヘルパー派遣）</li><li>・ 福祉電話の貸与</li><li>・ 配食サービス</li><li>・ 寝具乾燥消毒</li><li>・ 緊急通報システム</li><li>・ ねたきり高齢者等紙おむつ支給</li></ul>	左記のサービスをご利用の方がお亡くなりになられた場合、手続きが必要です。 詳しくは担当までお問い合わせください。		窓口 電話

### お問い合わせ先

長寿支援課 第一本庁舎2階

重度要介護高齢者福祉手当について 048-259-7651

上記以外について 048-259-7652

## 市営住宅

手続き名	内容等	必要なもの等	手続き方法
・市営住宅の退去 ・市営住宅の入居承継 ・市営住宅同居人の異動	市営住宅の入居者（同居人含む）がお亡くなりになられた場合、手続きが必要です。 詳しくは担当までお問い合わせください。		窓口 郵送

### お問い合わせ先

川口市営住宅入居サービスセンター

第一本庁舎 2階 048-615-3148

## 税金（固定資産税）

手続き名	内容等	必要なもの等	手続き方法
現所有者に係る申告	相続登記が完了するまでの間、納税の管理や納税通知書を受け取っていただくための届出が必要です。	相続人代表者指定 兼 固定資産現所有者申告書	窓口 郵送
代表者変更届出	共有名義の代表者がお亡くなりになられた場合、代表者の変更をする届出が必要です。	代表者変更届出書	窓口 郵送
家屋所有権移転手続き (未登記物件)	お亡くなりになられた方が所有していた未登記家屋の所有権移転の手続きが必要です。 (法定相続人が対象)	家屋補充課税台帳変更申請書 遺産分割協議書 (遺産分割協議書が無い場合) 理由書 被相続人の戸籍謄本	窓口 郵送
納税管理人の解任 または変更	所有者がご存命で、納税管理人がお亡くなりになられた場合の手続きが必要です。	納税管理人解任届出書 または 納税管理人申告書	窓口 郵送

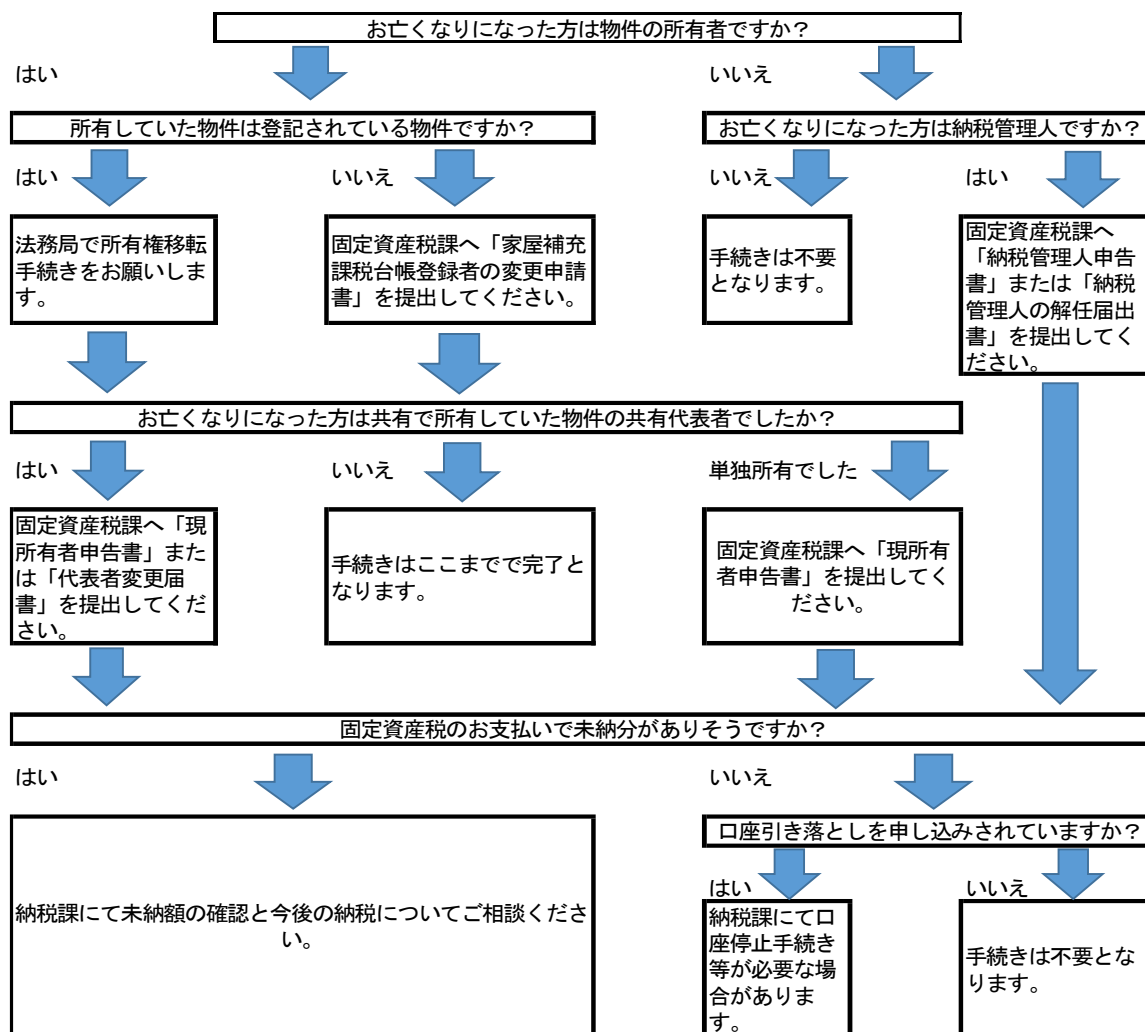
### お問い合わせ先

固定資産税課 家屋第1係

第二本庁舎 4階 048-259-7640

## おくりやみハンドブック固定資産税フローチャート

お亡くなりになられた方の固定資産税につきまして、下記のフローチャートをご参考いただき、必要なお手続きをお願い致します。



- \* 相続放棄をされる方は家庭裁判所で別途手続きが必要になります。  
相続放棄に必要な提出書類に関しては川口市を管轄するさいたま家庭裁判所へお問い合わせください。  
相続放棄をされた場合は裁判所で発行される「相続放棄申述受理証明書」の写しを提出ください。
- \* 登記されている物件の所有権移転手続きに必要な提出書類につきましては、川口市を管轄するさいたま地方務局 川口出張所へお問い合わせください。

### 《固定資産税課 お問い合わせ先》

家屋に関すること・・・ 固定資産税課 家屋第1係 第2係 (048-259-7640・7246)  
 土地に関すること・・・ 固定資産税課 土地第1係 第2係 (048-259-7639・7638)

## 税金（個人市県民税）

手続き名	内容等	必要なもの等	手続き方法
相続人代表者指定届	当市に個人市県民税の納税義務のある方がお亡くなりになられた場合、その関係書類を受領する相続人代表者の届出が必要です。詳しくは担当までお問い合わせください。		窓口

### お問い合わせ先

市民税課 第二本庁舎4階

相続人代表者指定届（市民税）について 048-259-7634

048-259-7635

048-259-7636

## 税金（納税全般）

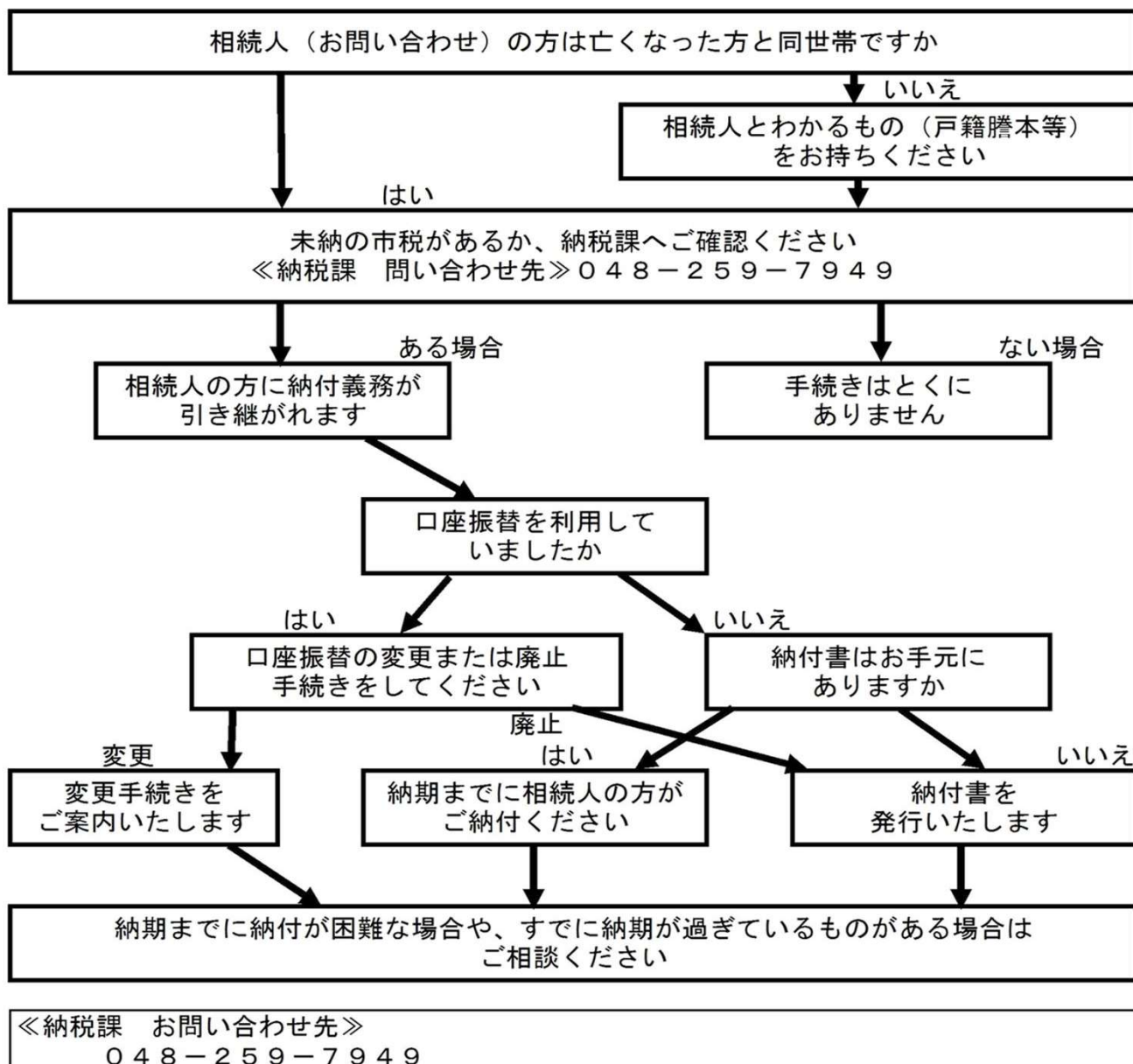
手続き名	内容等	必要なもの等	手続き方法
未納市税の確認	お亡くなりになられた方の市税に未納がある場合、手続きが必要ですので、「未納市税のお問い合わせに関するフローチャート」を参照いただき担当までお問い合わせください。		下記参照

### お問い合わせ先

納税課 048-259-7949

第二本庁舎4階

## 未納市税のお問い合わせに関するフローチャート



子ども			
手続き名	内容等	必要なもの等	手続き方法
・児童手当 ・子ども医療費	支給対象のお子様または保護者（受給者）がお亡くなりになられた場合、手続きが必要です。 詳しくは担当までお問い合わせください。		窓口 郵送
・児童扶養手当 ・ひとり親家庭等医療費			窓口

### お問い合わせ先

子育て支援課 第二本庁舎3階

児童手当、子ども医療費について 048-258-1113

児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費について 048-258-1114

子ども			
手続き名	内容等	必要なもの等	手続き方法
・教育、保育給付認定 ・施設等利用給付認定	認定対象のお子様と同一世帯の方がお亡くなりになられた場合、手続きが必要です。 詳しくは担当までお問い合わせください。		詳細はお問い合わせください

### お問い合わせ先

保育幼稚園課内 幼児教育無償化事務センター 048-259-9043

第二本庁舎3階

子ども			
手続き名	内容等	必要なもの等	手続き方法
奨学資金貸付制度に係る返還免除手続き	川口市奨学資金貸付制度を利用された奨学生の方がお亡くなりになられた場合、返還を免除することができます。各種指定の様式による手続きが必要です。詳しくは担当までお問い合わせください。		詳細はお問い合わせください

### お問い合わせ先

教育委員会庶務課 048-271-9476

第二本庁舎5階

## 水道

手続き名	内容等	必要なもの等	手続き方法
水道使用の中止	水道使用者がお亡くなりになられた場合、手続きが必要です。詳しくは上下水道局お客様センターまでお問い合わせください。		窓口・電話・オンライン
水道利用者の変更			窓口・電話
給水装置所有者の名義変更	給水装置の所有者がお亡くなりになられた場合、手続きが必要です。また、その給水装置を廃止（撤去）する場合には追加で手続きが必要になります。詳しくは上水道維持課審査係までお問い合わせください。		窓口 オンライン
給水装置の廃止			

### お問い合わせ先

上下水道局お客様センター (平日8時30分～19時 土曜9時～17時) 048-250-3871 上下水道局 料金課 048-258-4132	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道使用の中止</li> <li>・水道利用者の変更</li> </ul>	上下水道局 上水道維持課 審査係 048-258-4132	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水装置所有者の名義変更</li> <li>・給水装置の廃止</li> </ul>
--	---	-------------------------------------	---

## 浄化槽

手続き名	内容等	必要なもの等	手続き方法
浄化槽管理者の変更	浄化槽管理者がお亡くなりになられた場合、浄化槽管理者を変更する手続きが必要です。(変更の日から30日以内)	浄化槽管理者変更報告書	窓口 郵送
浄化槽の使用休止	浄化槽が設置された家屋等を当面の間使用しない場合、浄化槽の使用を休止する手続きが必要です。	浄化槽使用休止届出書	窓口 郵送

### お問い合わせ先

環境保全課 048-228-5389  
朝日環境センター・リサイクルプラザ棟4階

## 農地

手続き名	内容等	必要なもの等	手続き方法
農地相続の届出 (農地法第3条の3の規定による届出)	相続により、農地の権利を取得した場合の届出が必要です。 (農地の権利を取得したことを知った時点からおおむね10か月以内)	届出書2通 相続登記済の全部事項証明書等、相続したことが確認できる書類	窓口 郵送

### お問い合わせ先

農業委員会事務局 第一本庁舎5階 048-258-7922

## 緑地

手続き名	内容等	必要なもの等	手続き方法
保存樹木、保全緑地所有者の変更	お亡くなりになられた方が保存樹木・保全緑地の所有者であった場合、新しい所有者を誰にするかの手続きが必要です。詳しくは担当までお問い合わせください。		窓口
生産緑地買取申出書の提出（行為制限の解除）	お亡くなりになられた方が生産緑地の所有者であり、生産緑地の継続をしない場合、市へ買取申出書の提出が必要です。詳しくは担当までお問い合わせください。（相続発生からおおむね1年以内）		窓口

### お問い合わせ先

みどり課 048-242-5721

第一本庁舎3階

## 区画整理

手続き名	内容等	必要なもの等	手続き方法
保留地名義変更	施行中の区画整理地内において、保留地の所有者がお亡くなりになられた場合、手続きが必要です。 詳しくは担当までお問い合わせください。		窓口

### お問い合わせ先

区画整理組合推進室 048-294-2774

西部土地区画整理事務所 048-266-6600

北部土地区画整理事務所 048-295-1009

東部土地区画整理事務所 048-284-0100

里土地区画整理事務所 048-286-2888

## 原動機付自転車

手続き名	内容等	必要なもの等	手続き方法
原動機付自転車の名義変更・廃車等の手続き	所有者がお亡くなりになられた場合の手続きがあります。また、市外の方に名義変更される場合は新しい所有者がお住いの自治体での手続きも必要です。	〈廃車の場合〉 川口市のナンバープレート 標識交付証明書 届出人の本人確認資料 委任状※ 〈名義変更の場合〉 標識交付証明書 譲渡証明書 届出人の本人確認資料 川口市のナンバープレート（ナンバープレートを変更する場合） 委任状※	窓口

※ 亡くなられた方の世帯員が手続きする場合を除き、代理人が申請の場合は委任状が必要です。単身世帯の場合は不要です。

### お問い合わせ先

市民税課 第二本庁舎4階

原動機付自転車の名義変更・廃車等の手続きについて 048-259-7633

## 飼い犬

手続き名	内容等	必要なもの等	手続き方法
犬の登録事項等変更届	市に登録している犬の飼い主の方がお亡くなりになられた場合、新しい飼い主を誰にするかの届出が必要です。 (お亡くなりの日から30日以内)	愛犬手帳や集合注射お知らせハガキなど、犬の登録年度や登録番号がわかるものがあると手続きがスムーズです。	窓口 オンライン

### お問い合わせ先

保健所生活衛生課 048-229-3979  
鳩ヶ谷庁舎4階

## 文化財

手続き名	内容等	必要なもの等	手続き方法
指定文化財の所有者（保持者）変更	お亡くなりになられた方が指定文化財の所有者（保持者）であった場合、所有者（保持者）を変更するまたは保持者死亡の手続き。各種指定の様式による手続きが必要となるため、担当までご連絡ください。		窓口 郵送 メール

### お問い合わせ先

文化財課 048-271-9573

## 図書館

手続き名	内容等	必要なもの等	手続き方法
図書館利用カード返却	お亡くなりになられた方の図書館利用カードの返却の手続きが必要です。 川口市内の図書館に利用カードをお持ちください。	お亡くなりになられた方の図書館利用カード	窓口

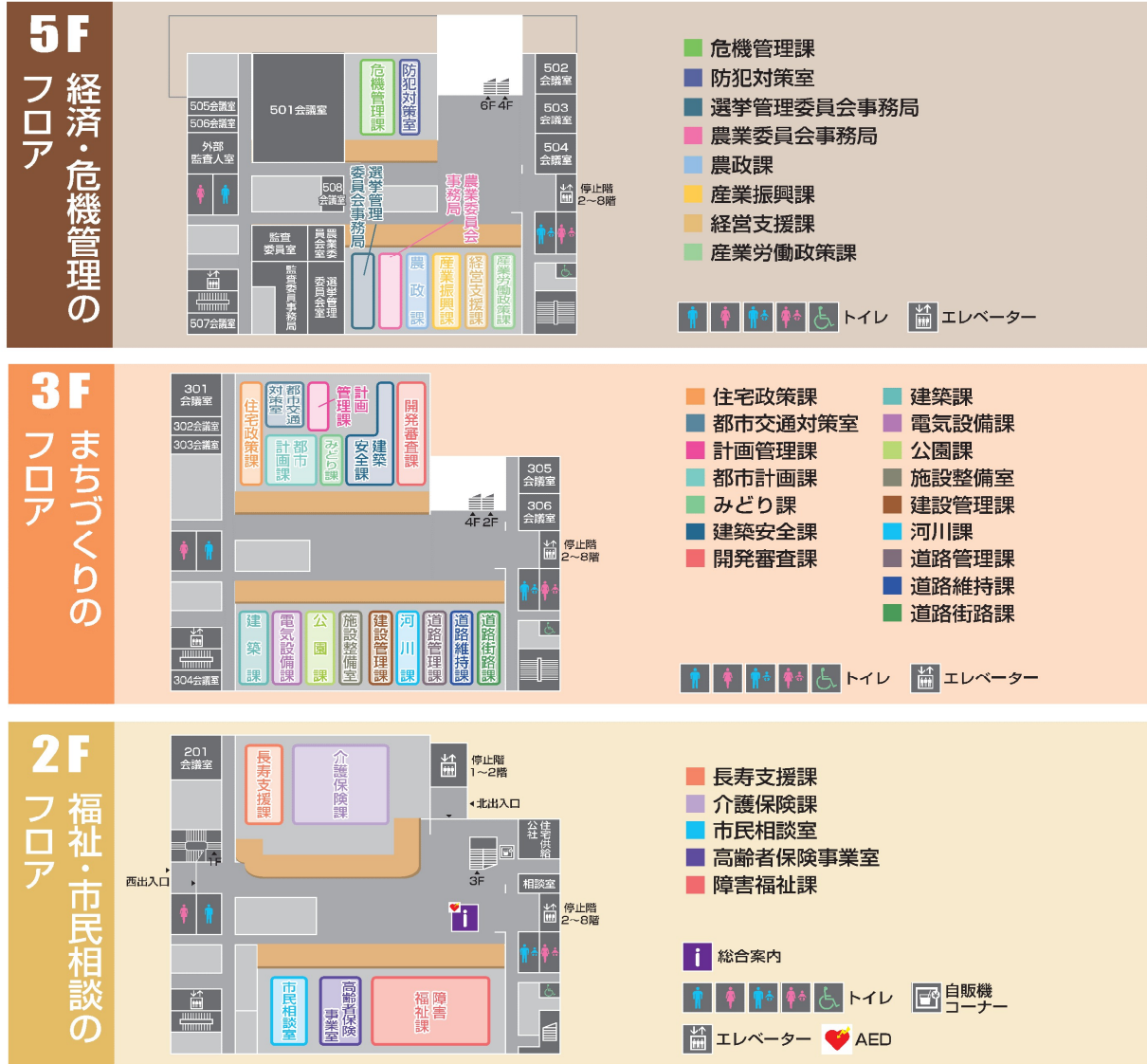
### お問い合わせ先

川口市立中央図書館 048-227-7611  
キュポ・ラ本館5階・6階



# 第一本庁舎フロアマップ

KAWAGUCHI CITY HALL MAIN BUILDING 1 FLOOR MAP



5F  
フロア  
経済・危機管理の  
フロア

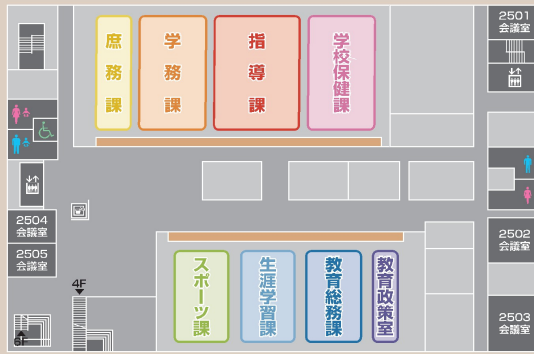
3F  
フロア  
まちづくりの  
フロア

2F  
フロア  
福祉・市民相談の  
フロア

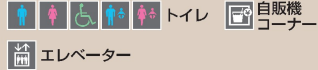
# 第二本庁舎フロアマップ

KAWAGUCHI CITY HALL MAIN BUILDING 2 FLOOR MAP

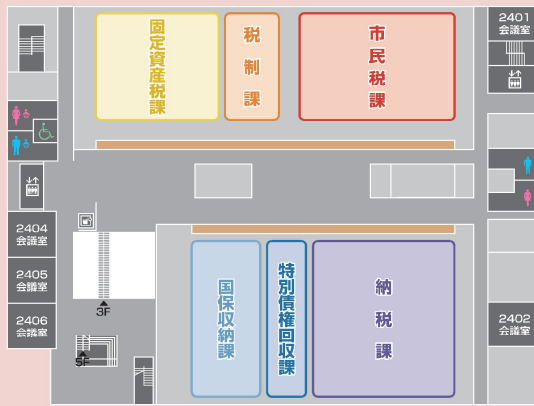
## 5F 教育・スポーツのフロア



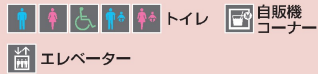
- 庶務課
- 学務課
- 指導課
- 学校保健課
- スポーツ課
- 生涯学習課
- 教育総務課
- 教育政策室



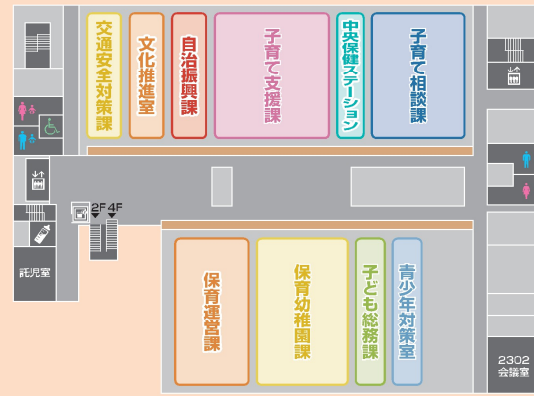
## 4F 税のフロア



- 固定資産税課
- 税制課
- 市民税課
- 国保収納課
- 特別債権回収課
- 納税課



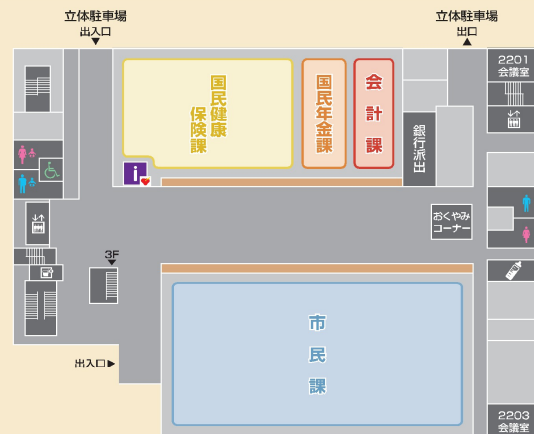
## 3F 自治活動・子育てのフロア



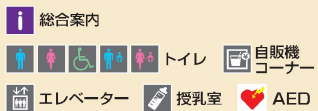
- 交通安全対策課
- 文化推進室
- 自治振興課
- 子育て支援課
- 中央保健ステーション
- 子育て相談課
- 保育運営課
- 保育幼稚園課
- 子ども総務課
- 青少年対策室



## 2F 暮らしのフロア



- 国民健康保険課
- 国民年金課
- 会計課
- 市民課



## 市役所以外で行う主な手続き

市役所以外の手続きについては、直接お問い合わせください。

手続き内容	お問い合わせ先
電気・ガス・インターネットなどの名義変更・解約	各契約会社
携帯電話・固定電話の契約承継・解約	各契約会社
N H K受信料の名義変更・解約	N H Kフリーダイヤル窓口 0120-15-1515
クレジットカードの解約	各契約会社
生命保険などの請求	ご加入の生命保険会社など
簡易保険の請求	かんぼコールセンター 0120-55-2950
不動産登記・相続関係	さいたま地方法務局川口出張所 048-255-4844
株式・投資信託などの名義変更	会社・信託銀行・証券会社など
普通自動車・二輪軽自動車（125 c c 超250 c c 以下）・二輪小型自動車（250 c c 超） の名義変更・廃車	埼玉運輸支局 050-5540-2026
三輪・四輪の軽自動車の名義変更・廃車	軽自動車検査協会埼玉事務所 050-3816-3110
運転免許証の返納	川口警察署 048-253-0110 武南警察署 048-286-0110
預貯金口座などの凍結解除	各金融機関
国税（所得税）関係の相続・申告	川口税務署 048-252-5141 西川口税務署 048-253-4061
遺言書の検認・相続放棄申立	さいたま家庭裁判所 048-863-4111
外国籍の方（在留カード等の返納）	東京出入国在留管理局 さいたま出張所 048-851-9671

### 受付時間（市役所で行う手続き）

窓口 平日9：00～16：30

電話 平日8：30～17：15

※各駅前行政センター 窓口 平日9：00～20：00 土日9：00～16：30

電話 平日8：30～20：00 土日8：30～17：00

※市役所以外の手続きについては、お問い合わせ先により受付時間が異なります。